

名簿の活用に関すること	総務部 防災安全課 ☎ 027 - 321 - 1352
名簿の内容に関すること	福祉部 社会福祉課 ☎ 027 - 321 - 1243

平常時から取り組むこと

日頃からの声かけや見守り

高齢者や障害者の方々の変化を知るためには定期的な訪問が効果的です。まずは日頃から声をかけ合い見守りあえる雰囲気づくりをお願いします。

連絡網を活用した支援の輪

近所の人たちが支援を必要とする人を知っていることで、いざという時に早めの支援が可能になります。

また、避難情報を知ることが出来れば自分で避難できる人もいますので、電話や訪問による直接の声かけができる準備も大切です。隣近所を知り、情報を伝えるために連絡網を作成し活用することや、自主防災組織を結成し防災訓練を行うことで役割を確認しておくことも重要です。

地域ができる活動範囲の限界を知る

この取り組みは、町内会に救助活動などの危険を伴う活動を求めるものではありません。支援する人と支援を受ける人がお互いに「近所でできる支援には限度がある」ということを認識したうえで助け合える関係を築いてください。



名簿の注意点

1. 載っている人は、市からの呼びかけに対し、名簿掲載に同意した人のみです。
2. 返事の無い人や名簿掲載に同意しない人は載っていません。
3. 年に1度（春～夏頃）は更新し、新しい名簿を提供します。

災害時に取るべき行動

支援の時は安全第一

助け合いの活動を行う町内会の皆さまは、安全が第一です。
まずは自分や家族の身の安全を守ることを優先し、そのうえで安否確認や避難誘導を可能な範囲で実施してください。
万が一、危険を伴う救助活動や高度な技術、専門的な資機材を必要とする時には、迷わず消防機関や警察へ救助を要請してください。

身を守るための情報を伝達

ニュースなどで災害の発生が予想される時や、市から避難に関する情報が発表された場合には、避難情報がわかれば自分で避難できる人もいますので、高齢者や障害者を中心に情報の伝達をお願いします。

安否確認の実施

住宅に被害が発生した場合には速やかな安否確認が必要ですが、住宅に被害がない場合でも、家具の下敷きになり動けない、怪我をして動けないなどの場合があります。特に高齢者や障害者は不慮の事故が起きやすいため、無事であるかどうかの声かけをお願いします。

避難誘導の実施

災害の種類や避難の支援が必要な人の状況に応じて、指定避難所や地域の一時避難場所、建物の2階への避難など、可能な範囲で避難誘導をお願いします。



地域の防災活動を支援します!

いざという時に行動するためには、日頃からの訓練が重要です。市では、町内会単位で結成された自主防災組織に対し、訓練経費や資機材購入の補助を実施しています。

自主防災組織設置補助金

防災活動の基礎となる防災資機材を購入する費用に対して、10万円を限度に補助を行います。

※結成後1度のみとなります。

自主防災組織活動補助金

自主防災組織が行う訓練に必要な経費に対して3万円を限度に補助を行います。

※年1度限りとなります。

市防災安全課による出前講座

市では、市の災害対策、家庭や地域での備え、自主防災組織の推進などを内容とした出前講座を実施しています。申し込みについては防災安全課へお問い合わせください。

消防署による防災訓練の指導

地震体験や避難訓練、初期消火訓練、救急処置講習会を実施する場合は消防署の指導を依頼することができます。申し込みについては最寄りの消防署にお問い合わせください。

消防署	住所	電話番号
高崎中央消防署	八千代町 1-13-10	027-324-2219
西分署	若田町 32-8	027-343-1195
高崎東消防署	中居町 2-21-63	027-352-2900
群南分署	京目町 615-1	027-352-1262
新町分署	新町 3152-3	0274-42-3105
吉井消防署	吉井町吉井 541-1	027-387-5260
高崎北消防署	緑町 1-27-8	027-362-1808
倉渕分署	倉渕町三ノ倉 437	027-378-3119
箕郷分署	箕郷町西明屋 450	027-371-3250
群馬分署	足門町 818-4	027-373-2262
榛名分署	上里見町 249-1	027-374-1280